

平 成 29 年

第 5 回太宰府市定例教育委員会会議録

平成29年 3 月 27 日

太宰府市教育委員会

平成29年第5回（3月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 平成29年3月27日（月）
午後1時30分開会
午後2時22分閉会 |
| 2 | 場 所 | 太宰府市役所4階 405会議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	木 村 甚 治
委 員	野 中 秀 典
委 員	樋 田 京 子
委 員	武 藤 佳 穂 里
委 員	桑 野 裕 文

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	緒 方 扶 美
教育部理事	江 口 尋 信
学校教育課長	森 木 清 二
文化財課長	城 戸 康 利
社会教育課長	中 山 和 彦
指導主事	堀 浩 二
指導主事	井 上 和 信
教務係	白 石 康 子

3月定例時教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 武 藤 佳 穂 里 委員

3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 3月定例会一般質問報告

(3) 各課・館の月間主要行事報告

(4) 各課・館の月間主要行事計画

4 議 題

議案第12号 太宰府市就学援助規則の一部を改正する規則について

議案第13号 太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

議案第14号 太宰府市指定文化財の指定について

議案第15号 教育委員会事務局職員の人事について

議案第16号 太宰府市教育行政機構の改革に伴う関係規則の整理等に関する規則について

議案第17号 太宰府市芸術作品顕彰委員会規則について

議案第18号 太宰府市文化振興審議会規則について

議案第19号 太宰府市文化学習情報センター規則について

議案第20号 太宰府市生涯学習センター規則について

議案第21号 太宰府市いきいき情報センター駐車場規則について

- 議案第22号 太宰府市生涯学習推進協議会規則について
- 議案第23号 太宰府市スポーツ推進委員に関する規則について
- 議案第24号 太宰府市有料公園施設管理運営規則について
- 議案第25号 太宰府市体育センター条例施行規則について
- 議案第26号 太宰府市スポーツ推進見舞規則について
- 議案第27号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例施行規則について
- 議案第28号 太宰府市総合体育館条例施行規則について
- 議案第29号 太宰府市教育行政機構の改革に伴う関係規程の整理等に関する訓令について
- 議案第30号 太宰府市文化行政推進会議規程について
- 議案第31号 太宰府市生涯学習推進本部規程について
- 議案第32号 太宰府市スポーツ大会等参加補助金交付規程について
- 議案第33号 太宰府市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱について

5 閉 会

午後 1 時30分 開会

○木村教育長

こんにちは。

ただいまの出席数は 5 名となっております。定足数に達しておりますので、平成29年第 5 回太宰府市教育委員会 3 月定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付しておりますので、確認をお願いします。

また、機構改革に伴う議案を追加議案としてお手元に配付しておりますので、確認をお願いいたします。

[会議録の署名委員]

○木村教育長

今回の会議録の署名委員は、会議規則第14条第 2 項の規定により武藤委員を指名いたします。

[教育長報告]

○木村教育長

では、報告に入ります。

まず、教育長報告を行います。

今月は中学校、小学校の卒業式に出席いただき、ありがとうございました。ちょっと寒かったのもあって、その後の土日の寒い中の公務で風邪になり、せきがとまらなくなって、声もかすれておりました、お聞き苦しいと思います。

来月は入学式等もありますので、よろしく願いいたします。

先日の臨時教育委員会で教職員人事の内示関係のご了解をいただきましたけれども、その後、翌日に内示を行いました。それに基づいての不服の申し出が 1 件ございました。内容は、自分は希望してなかったということのような申し出でしたが、そうは言っても、これも内示だからということで、気持ちはくんでおくけども申し立てとしては受理しないということで校長先生のほうに返しております。異動先でも頑張っていたきたいということで本人にお伝えくださいというふうにいたしております。

これが 1 件ございました。

報告は以上でございます。

質疑を行います。質疑等はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

では、これで質疑を終わります。

[3 月定例会一般質問報告]

○木村教育長

次に、3 月は定例議会がございました。代表質問と一般質問がございましたので、その

報告に入りたいと思います。

説明をお願いいたします。

○教育部長

それでは、3月定例議会の一般質問等についてのご説明させていただきます。

お手元に今日、机上のほうに追加ということで、施政方針をお配りしております。それで、事前にお配りしております、次、議案書の1ページからが3月定例議会における質問等の概略を記載しております。

施政方針につきまして、市長が初日の日に29年度についてということで、こちらのほうを読み上げております。

まず、1ページから3ページあたりにかけまして、28年度の状況、内容報告等々がありまして、それから、29年度についてどういうことをしていくということでの読み上げをしております。

計画に基づいた施策順に、回答というか、施策方針をつくっております中で、中学校給食については計画の中になかったということで、4ページのところに大きく方針が取り上げられております。

それ以降につきましては、5ページからそれぞれ施策番号順に回答をつづっております。教育委員会に関する部分ということで、9ページのところで、「学校教育の充実」と「問題行動等解決のための支援」、それと、少し飛びまして、今回、この中に社会教育部分の記載がありませんでしたけれども、12ページのところで文化財関係に関する「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」というところで、文化財について市長が触れております。

それに伴いまして、一般質問の中で、会派の代表質問、七つの会派のうち4会派のほうから質問が出ました。「太宰府新政会」長谷川さんから、「宰光」宮原議員から、「真政会」笠利議員から、「太宰府市民ネット」村山議員からということで、学校教育の充実と施政方針外ということで、中学校給食についてなされた質問が、それぞれ2ページから9ページまでに出ております。

学校教育の充実については教育長のほうから、中学校給食については市長のほうから答えまして、それぞれについて詳細な第2答がありましたけれども、そちらについても理事であったり、教育長であったりということでお答えをしております。

個人の一般質問につきましては、長谷川議員のほうから中学校給食についてということと、入江議員のほうから小・中学校のホームページについてということと、いじめ問題について質問されております。

また、神武議員のほうから中学校の修学旅行についてという質問がなされております。そちらについても、第1答については、10ページから16ページまでが回答になります。

今回、一般質問はほとんど学校教育に関することばかりに集中したというのが、今回の中で大きな特徴だったかなということです。

事前に回答のほうはお読みいただいていたかとは思いますが、施政方針については本日お配りしたということで、ちょっと関連性がわかりにくいかと思っておりますけれども、お時間があるときにまた見ていただければと思います。

これが、おそらく、総合教育会議にもいろいろ反映してくる部分があるかと思しますので、よろしく願いいたします。

一応、簡単ですけれども、以上で終わります。

○木村教育長

以上で代表質問と一般質問、回答関係はお手元資料の2ページから16ページまでありますので、後で見ただけだと思っております。

説明は終わりました。質疑を行います。

質疑はございますか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

なければ、これで質疑を終わります。

[各課・班の行事報告及び行事計画]

○木村教育長

次に、各課・各班の行事報告及び行事計画に入ります。

資料17ページですね。

お願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課からです。17ページをお開きください。

3月3日、17日に補導連絡協議会定例会と夜間街頭補導を実施しております。

その後、5日の日は子ども会育成会の新役員の説明会をプラム・カルコア太宰府にて開催いたしております。これにつきましては、参加者として役員さんたち150名以上の方がお見えになりました。例年、丸1日してたんですけど、今回、内容は省かずに午前中、1時ぐらい、12時過ぎまでかかりましたけど、そういうことで、逆に参加者が増えてよかったというご意見も出ております。

それと、18日土曜日は子ども会リーダー研修会、事前研修ということで、体育センターのほうで実施しております。これにつきましては、今度4月からの新6年生、新5年生が対象で、各子供会から推薦された児童72名の参加をいただいております。

それと関連しまして、この前ですね、24日、25日が子ども会リーダー研修の本研修で、夜須高原のほうに私どもも一緒に行っております。これには68名の参加ということで、中身としましては、子ども会のリーダーとなる子どもたちということで、リーダーとしての役割やレクリエーション等を学習していただいて、友情の場を広げていただくということで、子ども会活動の心構え等を学ぶ場として開催しております。太宰府市子連の方々、それとジュニアリーダーズクラブの中高生の皆さんの支援を受けて開催をしております。

それと、一つ飛ばしておりますが、18日から20日にかけてはジュニアリーダーズクラブの春のキャンプを紫藤館をお借りして実施しております。私たちもちょっと中日にちょっと参加させていただいております。これの参加は中高生で約15名、OB、育成会で10

名、計25名程度の参加ということ聞いております。

3月の行事は以上です。

次ページ、18ページをお開きください。4月ですが、4月も夜間街頭補導を定例で7日の日と21日の金曜日に実施する予定です。それと、15日土曜日は子ども会育成会連合会の総会、いきいき情報センターのほうで14時から開催の予定です。それと、21日金曜日が婦人会の総会、これもいきいき情報センターのほうで10時からということになっております。社会教育課からは以上です。

○木村教育長

学校教育課長。

○学校教育課長

17ページの3月の月間主要行事報告をお開きください。

学校教育課のほうからですけれども、10日と17日、10日は中学校の卒業証書授与式を行っております。17日には小学校の卒業証書授与式を行っております。

教育委員の皆様方、出席をいただきまして祝辞を賜り、まことにありがとうございました。

同じ日17日、16時からですが、市役所4階の会議室のほうで外国語の指導充実研修会を行っております。29年度前期のALT派遣計画の調整が主な内容となっております。

22日水曜日ですけれども、市役所のほうで15時半から不登校対策連絡協議会を行っております。

それから、24日金曜日には小中学校の修了式を行いました。

それから、今週の金曜日でございますが、市役所の4階大会議室のほうで午前9時から小中学校の教職員の退職者辞令交付式を行う予定でございます。

18ページをお開きください。4月の主要行事計画について説明をいたします。

3日月曜日ですけれども、小中学校教職員の辞令交付式を市役所4階の大会議室のほうで行う予定でございます。

6日木曜日ですが、小中学校の始業式が行われます。

11日火曜日ですが、午前10時から中学校の入学式、翌12日水曜日、午前10時から小学校の入学式が行われます。

また、教育委員の皆様方には出席をいただくということで、よろしく願いいたします。

18日火曜日、毎年行っております全国学力・学習状況調査が行われる予定でございます。対象学年は例年どおり小学校が6年生、中学校が3年生の予定でございます。対象教科も例年と同じく、小学校が国語と算数、中学校が国語と数学でございます。

最後になりますが、24日月曜日、午前11時から適応指導教室「つばさ学級」の開級式が行われる予定でございます。

以上です。

○木村教育長

次に文化財課、お願いします。

○文化財課長

それでは、また文化財課でございます。

17ページにお戻りください。

3月4日土曜日、10時から水城の発掘調査、市民と発掘調査をやっておりまして、そのときに昭和6年に一度あけられた、木樋の部分をあけましたので、それも含め現場の現地説明会を行いました。午前中に行ったのですが、およそ300人の参加がっております。

それから、9日木曜日、文化ふれあい館で文化財の専門委員会を開催いたしました。これは前回のこの会で諮問することになりました文化財の指定についての審議をいただいております。

それから、11日土曜日、今年度で第10回の発見塾を講師、森弘子さんで「太宰府天満宮の文華」ということで行いました。あわせて10時から閉塾式ということで、今年度を終了しました。参加は180人ほどでございました。

それから、翌12日、天満宮の余香殿をおかりいたしまして、全国梅酒まつりと合わせて、日本遺産シンポジウムということで、シンポジウムを開催しました。これは、参加は170人ほどでございました。

それから、18日土曜日でございますが、こちらは第7回の景観・市民遺産会議を開催いたしました。こちらは全体としては100人くらいということでした。

今年度は市民祭の認定という会議はございませんで、市民さんの交流会という形で行っております。

それから、27日月曜日、今日ですが、先ほど今年度第2回の史跡対策委員会を庁議室で行いました。今年度の史跡の公有化の状況、それから、次年度の見通し、それから、特別史跡大宰府跡の保存管理計画についてご審議をいただいたところです。

それから、明日以降になります。明日、これは午後に予定されておりますが、13時30分からに決まりました、第2回の太宰府市日本遺産活性化協議会、日本遺産の受け皿となっているところでございますが、これの今年度2回目の会議を開催します。

それから、30日木曜日ですが、10時から国分2丁目に整備した水城跡の水城館の開館、それから官道の整備をしました完成式典を行う予定にしております。これについては、委員の皆様のご臨席をいただけるということでありありがとうございます。

それから、18ページです。4月以降ですが、式典終わって1日からその水城館についてはオープンして、供用開始をするという予定になっております。

以上でございます。

○木村教育長

三つの課の説明が終わりました。何かお尋ねになりたいこと、質問等ございませんか。どうぞ。

○樋田委員

今、ご説明いただいた中で教育委員の出席が必要な場合は、事務局または関係団体から別途ご案内があるというふうに考えてよろしいですね。

○社会教育課長

はい。

○樋田委員

それと、もう一つ、逆にこちらが参加したいという場合は、関係各課、社会教育課のほうをお願いして参加するという形でよろしいですか。

○社会教育課長

はい、言っていたら…。お願いします。

○樋田委員

ありがとうございます。

○木村教育長

水城館の式典案内を出して、来ていただくようになっているでしょう。

○社会教育課長

はい、ご案内をさせていただくことになっております。後でその段取りなどご案内させていただきます。

○木村教育長

はい、わかりました。

ほかに何かありますか。

○野中委員

退職者の辞令交付は我々には行かなくていいんでしょう。

○木村教育長

退職者辞令式は、31日は来られなくて結構です。

○野中委員

いいですね。

○武藤委員

3日に来たらいいんですね。

○木村教育長

はい。

○木村教育長

年度当初で駐車場が込むかもしれませんので、市役所裏の空いている駐車場に入れていただいて。

それではこれで質疑を終わります。

○木村教育長

次に、審議に入ります。

[議案第12号 太宰府市就学援助規則の一部を改正する規則について]

○木村教育長

議案第12号、太宰府市就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○教務係

議案第12号、太宰府市就学援助規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

平成29年3月27日、太宰府市教育委員会教育長、木村甚治。

○木村教育長

提案理由の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第12号、太宰府市就学援助規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

20ページ及び21ページは、改正後の規則と追加する様式を載せております。

また、別添の条例、規則等改正の新旧対照表という資料をお開きください。2ページをあわせてごらんください。

まず、第6条第1項に次のただし書きを加えております。その内容を読み上げます。

「ただし、委員会は再審査の必要があるとした場合は、支給の決定を保留することができる」。それと、第3項に「委員会は、第1項ただし書きにより、支給の決定を保留した場合は、就学援助保留通知書（様式第5号）により学校長及び保護者に通知しなければならない」を加えております。

就学援助の日程につきましては、太宰府市は前年度の所得を審査基準としておりまして、審査の結果、基準額を超過している場合はさらに当該年度の所得で換算しています。そのため新入学用品費の前倒し支給の審査時点、今回から新入学用品費の前倒し支給を行っておりまして、3月上旬ごろの時点では当該年度の課税額が判明していないために前年度の所得で審査したときに基準を満たしていなかった場合は、当該年度の所得で判断しないとイケないため、再審査までの間、一旦決定の保留をする必要があるため、今回、規則の変更を行うとともに保留用の様式を新たに整備したものでございます。

当該年度の課税額が6月ごろに判明いたしまして、再審査を行った結果、支給対象となった場合は、7月に改めて新入学用品費の支給を行う予定でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長

説明が終わりました。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第12号は承認されました。

[議案第13号 太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について]

○木村教育長

次に、議案第13号、太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○教務係

議案第13号、太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

平成29年3月27日、太宰府市教育委員会教育長、木村甚治。

○木村教育長

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長

議案第13号、太宰府市立小学校及び中学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規

則について説明をさせていただきます。

23ページ及び別添の先ほど見ていただきました条例規則等改正新旧対照表の3ページから6ページをお開きください。

今回の改正の内容でございますけれども、現在の小学校運動場における開放曜日と開放時間の欄でございますが、中学校のようにグラウンドに夜間照明施設がないため、開放時間の終わりが全て日没までとなっております。

改正案は開放終了時間を時期によって大きく3種類に分けております。1月1日から1月末日まで及び11月1日から12月末日まで、それから2月1日から3月末日まで及び10月1日から10月末日まで、それと、4月1日から9月末日までのこの3種類によって決めるというものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長

説明が終わりました。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

○野中委員

小中学校以外の開放施設がありますよね。それも同じようにこの時間に変わるのかな、全ての市内の施設は。

○学校教育課長

そうですね、夜間照明施設がない分につきましても同じようにこの期間に……。

○野中委員

例えば、梅林アスレチックスポーツ公園もこの時間に変わるということですか。

○学校教育課長

確かめてみないと断定できませんが、そのような形でスポーツ課のほうが提案をしております。それに沿って小中学校につきましては……。

○野中委員

小中学校だけがこの時間に変わるのか、全ての施設、ナイター照明がないところはこの時間に全て変わるのかだけ、確認してほしいのですが。

○学校教育課長

確認いたしましてご報告いたします。

○野中委員

スポーツ課とも関連があるからですね。

○学校教育課長

これは、スポーツ課のほうからの提案でございまして、学校施設に関する部分についてなので、こちらから改正案を提案しております。

○野中委員

そうしましたら、全部この時間に変わるということですね。

○学校教育課長

おそらく、この時間に変わると思います。

○木村教育長

常識的にそうですね。
どうぞ。

○桑野委員

備考欄にテニスコートは8月13日から8月15日までの3日は開放しないという明記があるということは、これがある以上、逆に言うと1月1日は開放ですか。ちょっと確認です。1月1日や2日は開放と理解してよろしいわけですか。

○学校教育課長

1月1日から末日までと書いてありますね…。

○桑野委員

いえ、開放であればそれでいいんです。

○学校教育課長

祝日を除くということになっておりますので…。

○桑野委員

祝日という捉え方ですね。12月31日も。

○教育長

1月1日は祝日ですね。31日は…。祝日は1日だけでしょう。

○武藤委員

31日は平日ですね。

○桑野委員

通常、そのあたりの明記してなければそれで通るのですけれども、あえてテニスコート

に書いてあるから……。

○武藤委員

わかりづらいですね。これはわかりづらい。

○樋田委員

絶対、混乱が起こります。

○学校教育課長

違います、1日だけですね。

○木村教育長

1日だけですね。

○学校教育課長

1日だけになります。

○桑野委員

1日だけですね。

○武藤委員

祝日だから休みということですよ、1日は。

○木村教育長

2日はテニス初めとかをしたりするからではないですか。

○桑野委員

だから、2日は開放するわけですね。

○木村教育長

そうですね。

○武藤委員

2日はあるでしょうね。

○桑野委員

学校ですから、そのあたりいろんな判断があるかなと思うので、管理運営を含めて。

○樋田委員

1月1日は必ず祝日なんでしょう。そうしましたら、ここの開放日のところに1月1日

からと……。書いたら紛らわしいですかね。きれいに分けたのでしょうけれど。ここだけ1月2日からにすると、変だということでしょうか。

○桑野委員

どこかに逃げ道があればそれで構わないです。

○武藤委員

ここは1日もすると言えはするということですね。難しい。何か統一感がないですね。

○樋田委員

よりわかりやすくするために、改正してこういう形に変わるんですよ。日没からまでをきちんと時刻を示して、上の書きぶりもはっきりわかるようにするんですよ。

○学校教育課長

はい。

○樋田委員

だけど、1月1日が入っている、ということですかね。

○桑野委員

別途備考に何か逃げ道の言葉を、文言を入れておいたほうがいいと思います。別途、規定を設けるなど、そういうのがあればどうにでも解釈できるのですけれど。

○木村教育長

スポーツ課から提案されておりますので…。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第13号は承認されました。

[議案第14号 太宰府市指定文化財の指定について]

○木村教育長

次に、議案第14号、太宰府市指定文化財の指定についてを議題といたします。

○教務係

議案第14号、太宰府市指定文化財の指定について。

標記について、承認を求める。

平成29年3月27日、太宰府市教育委員会教育長、木村甚治。

○木村教育長

提案理由の説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財でございます。

24ページ、25ページでございますが、先月のこの会で、27ページを見ていただきたいのですが、この2件について文化財が指定の諮問をしてよろしいかということで諮ったわけでございますが、よろしいということでございましたので諮問いたしまして、26ページにありますように3月9日の文化財専門委員会で市指定文化財にすることが適当であるという答申をいただきました。

これによりまして、25ページに戻りまして、市指定の文化財とすることについて、この会の承認をいただきたいということでございます。

中身については、先月、説明させていただきましたので、この「菖蒲浦第1号墳出土品」と「銭弘俶八万四千方立」の2点についてご承認をお願いいたします。

○木村教育長

説明が終わりました。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第14号は承認されました。

[議案第15号 教育委員会事務局職員の人事について]

○木村教育長

お諮りします。

議案第15号は人事案件であるため、会議規則第12条の規定により会議を非公開にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[各委員 異議なしの声]

○木村教育長

ご異議なしと認め、お諮りしたとおりこれより非公開といたします。

[非公開]

○木村教育長

ここで非公開を解き、議案第11号は承認されましたことを報告いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

[議案第16号 太宰府市教育行政機構の改革に伴う関係規則の整理等に関する規則について]

[議案第17号 太宰府市芸術作品顕彰委員会規則について]

[議案第18号 太宰府市文化振興審議会規則について]

[議案第19号 太宰府市文化学習情報センター規則について]

[議案第20号 太宰府市生涯学習センター規則について]

[議案第21号 太宰府市いきいき情報センター駐車場規則について]

[議案第22号 太宰府市生涯学習推進協議会規則について]

[議案第23号 太宰府市スポーツ推進委員に関する規則について]

[議案第24号 太宰府市有料公園施設管理運営規則について]

[議案第25号 太宰府市体育センター条例施行規則について]

[議案第26号 太宰府市スポーツ推進見舞規則について]

[議案第27号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例施行規則について]

[議案第28号 太宰府市総合体育館条例施行規則について]

[議案第29号 太宰府市教育行政機構の改革に伴う関係規程の整理等に関する訓令について]

[議案第30号 太宰府市文化行政推進会議規程について]

[議案第31号 太宰府市生涯学習推進本部規程について]

[議案第32号 太宰府市スポーツ大会等参加補助金交付規程について]

[議案第33号 太宰府市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱について]

○木村教育長

お諮りします。

議案第16号から議案第33号につきましては機構改革に伴うものであるため、一括議題にしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

[各委員 異議なしの声]

○木村教育長

ご異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

提案理由の説明は、議案書のページ数を確認しながら、簡単明瞭をお願いをいたします。
社会教育課長。

○社会教育課長

社会教育課から説明をさせていただきます。

今、教育長から言われましたように、4月1日付の機構改革に伴って、文化学習課、スポーツ課が市長局から教育委員会に配置されることによって、関係規則、関連規則等におきましても、市長局で廃止して教育委員会において新設するなどの必要が生じたためのご提案とさせていただきます。

なお、改正する規則につきましては、今開いていただいたらわかりますように、追加議案としまして、議案第16号の太宰府市教育行政機構の改革に伴う関係規則の整備等に関する規則についてから、議案第33号、太宰府市総合型地域スポーツクラブ支援事業実施要綱についてまでの18議案を提出させていただきますところでは。

ご審議願います議案全てが機構改革に伴うものであることから、主な内容を言いますと、「市長が」という部分が「教育委員会」に置きかわるということです。ただ、一つだけ、議案第16号を開いていただいたらと思います。1ページ、2ページのところになります。これが教育委員会に置きかわる以外に、今回、文化学習課が教育委員会に来ることによって、今まで市民図書館と中央公民館で持っていた事務分掌が文化学習課の事務分掌の中に全て集約されておりますので、今回、例えば、2ページの太宰府市民図書館運営規則の一部改正というところに第2条がありますが、第2条の中の第2項に、事務分掌の中身がそういう形で加わってくる形をとらせていただいております。

3ページにつきましては、今度は中央公民館、これも文化学習課が持っていました業務でありまして、この分についても集約されたということで、第2項に事務分掌の内容を職務として加えた形になっております。

それと、組織等の一部改正ということでは、文化学習課とスポーツ課が下表に加わった形で、内容につきましてもその後のページに書き足している形になります。

そのほかにつきましては、先ほど言いましたように、主に市長の部分を教育委員会に置きかえた形になっておりますので、後で確認していただければと思っております。

簡単ではありますが、今回の改正の内容の説明となります。

以上です。

○木村教育長

内容関係は今ご説明したとおりだと思います。

これは全部一つずつ承認をいただいでいかなければなりませんので、今から諮らせていただきます。

では、議案第16号について質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第16号は承認されました。

次に、議案第17号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第17号は承認されました。

次に、議案第18号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第18号は承認されました。

次に、議案第19号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第19号は承認されました。

次に、議案第20号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第20号は承認されました。

次に、議案第21号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第21号は承認されました。

次に、議案第22号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第22号は承認されました。

次に、議案第23号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第23号は承認されました。

次に、議案第24号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第24号は承認されました。

次に、議案第25号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第25号は承認されました。

次に、議案第26号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第26号は承認されました。

次に、議案第27号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。
次に、討論はありませんか。
[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第27号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。
したがって、議案第27号は承認されました。
次に、議案第28号について、質疑、討論、採決を行います。
質疑はありませんか。
[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。
次に、討論はありませんか。
[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第28号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。
したがって、議案第28号は承認されました。
次に、議案第29号について、質疑、討論、採決を行います。
質疑はありませんか。
[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。
次に、討論はありませんか。
[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第29号は承認されました。

次に、議案第30号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第30号は承認されました。

次に、議案第31号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第31号は承認されました。

次に、議案第32号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第32号は承認されました。

次に、議案第33号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで質疑を終わります。

次に、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○木村教育長

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[各委員 挙手]

○木村教育長

全員挙手です。

したがって、議案第33号は承認されました。

議案は終わりました。

これをもちまして3月定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。どうぞ。

○樋田委員

これはですね、やっぱり前もって送っていただくべきものだと思います。今のような形で承認していくというのはちょっと心苦しいものがありますので、ここで申し上げておきます。

○木村教育長

どうぞ。

○桑野委員

以前報告のあった区域外の子が卒業したと思います。その子のその後の経過はどうなっているのでしょうか。

○木村教育長

理事。

○教育部理事

1月から市内小学校に区域外就学で通学を始めました。時々休みはありましたが、それまで不登校だったということもあって、ちょっと不安から数日休みはありましたが、基本的にはほぼ毎日登校して、無事に元気に卒業することができました。

保護者の方から引き続き中学校も区域外就学を太宰府市のほうでということ、市内中学校を希望されましたが、それについては、当市としてもなかなか難しいという話をしようとしたのですが、結果的に住所を変われました。市内のほうにアパートをお借りになって、そちらに移るということで、4月3日の月曜日に住民異動届を出されるということです。

私のほうは3月17日、小学校の卒業式の日、中学校の校長先生と教頭先生に概要をお話ししてまいりました。今度の4月7日の金曜日、お母様と中学校のほうでお話をされる機会を持たれるということで、本日、中学校のほうに行き、いろいろ必要なかばんや体操服などの購入準備も進めてきたということです。本市のほうに住居を移されましたので、精いっぱい支援して、無事に卒業できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○桑野委員

ありがとうございました。

前回の議事録の中にもそういう場合のいろんな手順等が書いてありますので、もう3月、4月ですので、報告でもいいからされてもよかったのかなという感じがしないでもないで

すけれども。

それから、いろんな文言の統一についてはどなたにお尋ねすればよろしいですか。例えば、障害の「害」とか、子供の「供」とかっていうのを文科省が2016かな、のときに出した見解でいくと、子供の「供」は漢字でもいいという形で今統一してますよね。しかし、ここでは依然として、「子ども」ですよね。障害のほうは逆に「害」が平仮名になっていたり、そういった統一というのはどこかできちんとされているのかな、どうなのかなと思ひまして。これはここで議論をしろとかどうこうではなくて、もしきちんとして統一されてるのであれば、後で教えていただければと思います。

○木村教育長

会議録の修文、調整は、事務局で行っております。

○桑野委員

私、前回、議事録署名者に指名されていて、会議録を読んでいるうちに、この言葉はどっちなのかなと思うところがありました。公の会議で出した言葉が、言葉として出る場合とそれが活字で出てくる場合に、いろいろなところへオープンになる場合はやはり責任が出てくるかなと思ったので。では、後で教えてください。

○社会教育課長

わかりました。

○木村教育長

よろしいですか。

では、これをもちまして、3月定例会を閉会したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

[各委員 異議なしの声]

○木村教育長

ご異議なしと認め、これで3月定例会を閉会いたします。

午後2時22分 閉会